

令和3年9月第13回亶理町議会定例会会議録（第6号）

○ 令和3年9月17日第13回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 2 年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 令和 2 年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 令和 2 年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 令和 2 年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 令和 2 年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和 2 年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 令和 2 年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 令和 2 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 令和 2 年度亶理町水道事業会計決算認定について
- 日程第 12 認定第 10 号 令和 2 年度亶理町公共下水道事業会計決算認定について
- (以上 10 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 13 議案第 46 号 物品購入契約の締結について (令和 3 年度亶理町小型動力ポンプ付積載車 (多機能型) 購入事業)
- 日程第 14 議案第 47 号 令和 3 年度亶理町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 15 議案第 48 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 16 議案第 49 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第17 議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第51号 教育委員会委員の任命について
- 日程第19 議発第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第20 議発第3号 互理町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第21 議発第4号 互理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、3番高野 進議員、4番結城 喜和議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案6件が提出されております。

第2、さきに委員会に付託しておりました令和2年度互理町各種会計決算認定について、決算審査特別委員長から審査報告書を受理しております。

第3、議員提出議案についてであります。議会運営委員長から意見書案1件、ほ

か2件、計3件を受理しております。

第4、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第5、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、令和3年第13回互理町議会定例会追加議案の説明をさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案6件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

議案第46号 物品購入契約の締結について（令和3年度互理町小型動力ポンプ付積載車（多機能型）購入事業）につきましては、去る8月27日に入札を執行した物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,301万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億554万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、8月27日から9月12日までの期間において宮城県を対象に国の緊急事態宣言が発令されたこと、また9月13日から9月30日までの期間はまん延防止等重点措置が適用されることに伴い、対象期間において休業や営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対して協力金を支給するものであります。

歳出につきましては、7款商工費において、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等を合わせ6,301万6,000円を追加補正するとともに、歳入につきましては、15款県支出金において、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金6,298万5,000円を追加補正するものであります。

また、今回の補正の調整財源として、18款繰入金において、財政調整基金繰入金

3万1,000円を追加補正するものであります。

議案第48号から議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、現在選任されている固定資産評価審査委員会委員3名の任期が令和3年9月30日に満了することから、固定資産評価審査委員会委員として1名の方を新たに選任するとともに、2名の方を再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第51号 教育委員会委員の任命についてであります。現在任命をしております4名の教育委員会委員のうち、令和3年9月30日をもって任期満了となる1名の委員が退任となるため、その後任として中山美知子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1号 令和2年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第12 認定第10号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計決算認定についてまで

（以上10件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第3、認定第1号 令和2年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、認定第10号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計決算認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、登壇。

〔決算審査特別委員長 木村 満君 登壇〕

決算審査特別委員長（木村 満君） それでは、委員会報告をいたします。

令和3年9月16日

亶理町議会

議長 佐藤 實殿

決算審査特別委員会

委員長 木村 満

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### 記

1、付託事件。認定第1号 令和2年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和2年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和2年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 令和2年度亶理町水道事業会計決算認定について、認定第10号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。第13回亶理町議会定例会において、当委員会に付託された令和2年度亶理町一般会計歳入歳出決算外9件の認定案の審査のため、9月13日から9月16日までに4日間委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

(1) 方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亶理町一般会計・特別会計決算並びに基金運用状況に関する審査意見書」等を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおり執行されたかを審査しました。

(2) 経過。9月13日月曜日。認定第1号 令和2年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳入全部、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月14日火曜日。認定第1号 令和2年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳

出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。認定第3号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月15日水曜日。認定第2号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 令和2年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 令和2年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 令和2年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 令和2年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 令和2年度亙理町水道事業会計決算認定審査。認定第10号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計決算認定審査。

9月16日木曜日。現地調査。

3、審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査した結果、各種会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上です。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの以上10件は、議長及び議会選出監査委員を除く16名の委員をもって4日間審査いたしました。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和2年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 令和2年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 令和2年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 令和2年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 令和2年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和2年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 令和2年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 令和2年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 令和2年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和2年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 令和2年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 令和2年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和2年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 令和2年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 令和2年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和2年度亘理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 令和2年度亶理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 令和2年度亶理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第46号 物品購入契約の締結について（令和3年度亶理町小型動力ポンプ付積載車（多機能型）購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第46号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第46号をご説明させていただきますので、追加議案書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第46号 物品購入契約の締結について。

こちらの議案につきましては、物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

事業名は、令和3年度亘理町小型動力ポンプ付積載車（多機能型）購入事業です。契約金額は1,562万円。

契約の相手方は、仙台市太白区鉤取本町1丁目10番1号、日本防災工業株式会社仙台営業所です。

なお、落札率は94.47%となりました。

概要につきましては、次の2ページの資料をご覧ください。

入札年月日は、令和3年8月27日。

入札の方法は、指名競争入札です。

指名条件の主なものは、亘理町競争入札参加資格者名簿登録業者のうち、小型動力ポンプ付積載車の取扱いの実績のある業者を選定したものであります。

入札指名業者は、共栄防災、古川ポンプ製作所、トーハツ県南サービス、アオキ、日本機械工業、日本防災工業の6社でした。

入札回数は1回。

購入品目及び数量につきましては、小型動力消防ポンプ付普通積載車（多機能型）1台になります。

仕様につきましては、参考としまして4ページ以降に仕様書及び写真を添付しておりますので、ご参照願います。

2ページに戻りまして、受渡期限につきましては令和4年3月25日と設定しております。

最後に、受渡場所になりますが、受渡場所は亘理町役場です。

以上で議案第46号 物品購入契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第47号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第47号についてご説明申し上げますので、別冊でお配りの一般会計補正予算書（第6号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第47号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度亶理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,301万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億554万8,000円とするものであります。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたします。

予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

7款1項2目細目5新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、郵便料等の手数

料等も合わせて、総額6,301万6,000円を追加補正するものであります。

先日議決いただきました一般会計補正予算（第5号）においては、まん延防止等重点措置期間として8月20日から9月12日までの24日間分として協力金5,100万円を予算計上させていただきましたが、8月27日から緊急事態措置期間に切り替わったことにより、1日当たりの協力金の額が変更となったこと、さらには9月13日から緊急事態措置期間は解除となったものの、県内においては9月末日までまん延防止等重点措置期間として飲食店等への協力要請が継続となったことから、その協力期間における追加分の協力金として6,298万5,000円等を追加補正するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算につきましては、総額6,301万6,000円を追加補正するものですが、15款県支出金において、2項8目1節細節8新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金として6,298万5,000円を追加補正するものが歳入補正予算の主なものになります。

以上で議案第47号 亘理町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 8月27日から9月13日までが緊急事態措置、9月13日から10月1日までがまん延防止重点措置ということで、休業、時短営業、さらには酒類の提供を停止した場合にお願いした協力金ということでございますが、緊急事態において、10万円以下の1日の売上げ、された方は4万円支給されるわけですね。この店舗数、さらには10万円から25万円、これは売上げの4割掛ける17日間、さらには25万円以上の場合は10万円掛ける17日間という、この170万円の支給になるわけですね。それぞれ何店舗であったのか。

それと、新型コロナの対策実施中というポスターを掲示するようになっているわけですがけれども、する場合の手續等はどのように行うのか。そのところをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） まず、1点目の緊急事態措置期間の協力金の単価のほうだと思えますけれども、こちら計算方式が示されておりまして、まず、先ほど議員の言われたように、中小企業については1日当たりの売上げ、前年度、前々年度と比較しまして、その割合によって決められるんですけれども、まず緊急事態措置の対象になる施設を全体で60事業者、見込んでおりまして、それで、所得の、収入の割合に応じて最終的に計算されるんですけれども、県からも積算シートというものが示されておりまして、対象60事業者を入力すると、大体、大企業の割合はどのくらいといった計算が自動でなされておりまして。

それに当てはめて計算をしますと、まず前年度等の収入の売上げ、これが10万円までの事業者については、60件の70%を見込んで42件でございます。そして、10万円1円から25万円まで、ここについては全体の20%で12件、見込んでおります。あとは、25万1円以上については全体の8%ということで5件でございます。

あとは大企業のほうなんですけれども、こちらについては全体の2%ということで1件、こちらについては上限の20万円ということで予算をしておりますが、60件の内訳については以上でございます。

あとは2点目のポスターの手続なんですけれども、これについては、これまでの協力金のほうでも掲示を条件にされておりまして、ほとんどの事業者が既にもう取っていると思うんですけれども、手続としては県のホームページ上から取得する方法と、あとはインターネットの環境がない方については、書類で記入して、郵送して手続をする方法があるんですけれども、申請用紙などについては町の窓口にも置いておりまして、問合せがあれば差し上げて、取り方の指導をしているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 飲食店、コロナ禍で疲弊しているわけでございますので、早期の支払いが求められるわけでございます。

申請書の提出期限と協力金の支払い予定日はいつになるか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） まず、申請については、8月20日からまん延防止重点措置がなされて、その後、8月27日から9月12日までが緊急事態措置に切り替わっており



まして、こちらはもう期限が過ぎて、実際に協力をいただいた方の申請の受付はもう開始しております。それで、申請の期限については10月29日、予定をしております。

あとは、今現在要請がなされているほうですね、9月30日までの分については、終わり次第、翌日から、予算成立次第、受付を開始しまして、こちらも10月29日までとしておりますので、申請のほうは、なかなか経営状況が厳しいので、早く協力が欲しいという方については、もう既に受付をしていますし、あとは、まとめてやりたいという方もいますので、方法はどちらでも、事業者が選択するようにしております。

あとは、支払いについては、協力金のほう、指定金融機関で振込日、月に2回と示されておりますので、受付し、交付決定を出して、月に2回、振込を行っていく予定であります。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第17 議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第17、議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第48号から議案第50号までの3件について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第48号から議案第50号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件の議案につきまして、一括で説明をさせていただきます。

現在選任しております固定資産評価審査委員会委員3名の任期が令和3年9月30日をもって満了となるため、次の3名を選任したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げるものでございます。

それでは、議案によりましてご説明申し上げます。

初めに、議案第48号でございますが、住所は亙理町逢隈蕨字梨木25番地、氏名は伊藤利一、生年月日は昭和28年3月20日でございます。

伊藤氏につきましては、平成27年10月に就任以来、現在まで2期6年にわたり固定資産評価審査委員会委員として活動していただいている方であります。

次に、議案第49号でございますが、住所は亙理町長瀬字長井戸41番地、氏名は玉田俊一、生年月日は昭和28年8月22日でございます。

玉田氏につきましては、平成30年10月に就任以来、現在まで1期3年にわたり固定資産評価審査委員会委員として活動していただいている方であります。

続きまして、議案第50号になりますが、住所は亙理町吉田字松元212番地、氏名は鈴木浩昭、生年月日は昭和35年10月17日でございます。

経歴につきましては、昭和54年3月に宮城県立工業高等学校を卒業後、吉田農業協同組合に就職され、後の合併により、みやぎ亙理農業協同組合へと勤務され、定年退職後、現在は農業を営まれております。また、鈴木氏は亙理町一本松地区農政推進員のほか、みやぎ亙理農業協同組合吉田地区一本松実行組合長としてもご活躍されている方でございます。

伊藤利一氏、そして玉田俊一氏につきましては、これまでの実績と、その分野で精通されておりますことから、そして鈴木浩昭氏につきましては、これまでの経歴

と優れた見識を有し、高潔な人格であることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考え、ご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 当局からの説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について、  
質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決  
いたします。この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任  
についての件は、これに同意することに決しました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

#### 日程第18 議案第51号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第51号 教育委員会委員の任命についての件を議題  
といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第51号 教育委員会委員の任命についてご説明申し  
上げます。

今回ご提案いたしますのは、現教育委員会委員であります水戸佳織氏が令和3年  
9月30日をもって任期満了となることから、その後任として次の者が最適任である  
と考え、教育委員会委員に任命したいと存じまして、地方教育行政の組織及び運営  
に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所につきましては、亙理町吉田字上塚67番地7、氏名は中山美知子、生年月日  
は昭和46年2月12日生まれ、50歳でございます。

経歴につきましては記載のとおりでございますが、平成5年3月に東北学院大学  
文学部史学科を卒業され、平成5年4月からは民間企業へ、平成20年8月からは本

町臨時職員、特別支援教育支援員として吉田小学校に勤務され、現在はイチゴを主として農業を営まれている方でございます。

公職の分野におきましては、令和2年4月に亘理町子ども読書活動推進会議委員、令和3年5月には亘理町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に就かれ、行政教育分野をはじめとし、多方面におきましてご尽力をいただいております。

また、ボランティア活動に熱心に取り組まれている方でもございまして、荒浜児童クラブ、そして高屋児童クラブにおきまして読み聞かせ活動に励まれ、ご活躍をいただいているところでございます。

このことから、教育行政に携わり、優れた識見を有し、さらには人格高潔であります中山美知子氏に就任いただくことが本町教育行政の進展に有用であると考え、教育委員会委員として任命したく、ご提案申し上げるものでございます。

議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げます、提案議案の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第51号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第51号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第19 議発第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方  
税財源の充実を求める意見書

議長（佐藤 實君） 日程第19、議発第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員長、佐藤邦彦議員、登壇。

議会運営委員長（佐藤邦彦君） それでは、議発第2号をご説明申し上げます。

亘理町議会議長 佐藤 實殿。

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤邦彦。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものでございます。

提案理由。

新型コロナウイルス感染症拡大については、変異株の猛威も加わり国内の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活の不安が続いている。

このような状況の中で、地方財政は、来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、感染症対策のほか地方創生、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現に取り組むとともに、財政需要の増大が見込まれる社会保障等の対応に迫られている。このため地方税財源の充実が不可欠であることから、国において令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて意見書を提出するものです。

次ページをお開きください。意見書になります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増大が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置による軽減額について、国庫補助金等により補填すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置を継続する場合は、全額国費で補填すること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長を継続する場合は、引き続き全額国費で補填すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・経済再生担当大臣宛て。

宮城県亘理町議会議長 佐藤 實。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議発第 3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則

議長（佐藤 實君） 日程第20、議発第3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員長、佐藤邦彦議員、登壇。

議会運営委員長（佐藤邦彦君） 議発第3号をご説明申し上げます。

亶理町議会議長 佐藤 實殿。

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤邦彦。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提案理由です。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産に係る日数を定めて、欠席届を議長に提出することができることを規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるために本案を提出するものであります。

次ページをお開きください。併せて、議会新旧対照表もお目通しをお願い申し上げます。

議発第3号。



亶理町議会会議規則の一部を改正する規則。

亶理町議会会議規則の一部を次のように改正いたします。

まず初めに、第2条第1項中、「、事故」を「、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改めます。また、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項として、第1項の次に1項を加えるものでございます。

2項、議員が出産のために出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第88条中、1項中の「、請願者の住所及び氏名」を「、及び請願者の住所」に、また「名称及び代表者の氏名」を「所在地」、そして「、押印しなければならない。」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。」に改めるものでございます。

また、別記様式につきましては、第1号及び第2号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める改正でございます。

附則としまして、この規則は令和3年10月1日から施行いたします。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議発第4号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期

末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第21、議発第4号 亙理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び  
期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員長、佐藤邦彦議員、  
登壇。

議会運営委員長（佐藤邦彦君） 議発第4号をご説明申し上げます。

亙理町議会議長 佐藤 實殿。

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤邦彦。

亙理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す  
る条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亙理町議会会議規則第13条  
の規定により提出するものであります。

提案理由といたしましては、政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の  
反映に極めて重要であることから、地方議会における男女共同参画を考慮した議会  
活動を促進するため、町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当  
の支給について、適用除外の事由に議員の出産等の追加に伴い所用の条例改正を行  
うものとして提案いたします。

次ページ。

議発第4号。

亙理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す  
る条例。

新旧対照表も併せてお目通しをお願いします。

亙理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように改正いたします。

改正後、第6条の次に1条を加えるものでございます。

適用除外。

第7条、長期欠席の期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条  
の規定は適用しない。

第1号、公務上の災害等。

第2号、議員の出産。

第3号、その他議長が認める事由。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和3年10月1日から施行いたします。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第4号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## 日程第22 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第22、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年9月第13回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時09分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 高野 進

署名議員 結城 喜和